

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第32回）

1 日時 令和3年11月26日（金）10時10分～11時21分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1）電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、一井 信吾、河村 真紀子、猿渡 俊介、柴田 潤子、藤井 威生、三友 仁志、山下 東子（以上8名）

（2）総務省

北林 大昌（電気通信事業部長）、木村 公彦（事業政策課長）、古賀 康之（電気通信技術システム課長）

（3）事務局

鈴木 厚志（番号企画室長）、藤原 史隆（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1）答申（案）に対する意見募集の結果等について

（2）その他

【相田主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第32回会合を開催いたします。本日、森委員は御欠席と伺っております。

それでは、最初に事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日の資料についてはあらかじめメールでお送りしておりますけれども、議事次第に記載してありますとおり、資料32-1、答申（案）に対する意見及びその考え方、資料32-2、答申（案）の意見公募対象のものからの修正履歴、資料32-3、参考資料の3点となっております。

以上でございます。

【相田主査】 資料につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、本日の議事は、議事次第にございますとおり、答申（案）に対する意見募集の結果等についてということで、前回の会合で取りまとめたいただきました本委員会の報告書につきましては、10月6日に開催された電気通信事業政策部会において答申案として承認され、10月8日から11月8日までの間、意見募集が行われました。本日は、寄せられた御意見に対する考え方について検討を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から意見募集の結果等につきまして、説明をお願いいたします。

【鈴木番号企画室長】 総務省番号企画室の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料32-1から御説明申し上げたいと思います。

1ページをお開きいただければと思います。

答申（案）に対する意見及びその考え方ということで、先ほど相田先生からもございましたとおり、11月8日まで意見募集を行いました。その結果、意見提出11件、法人が7件、個人が4件でございます。提出された御意見は、答申案の章別に分類しながら、全体30の意見として区分の上、考え方を整理しております。

それでは、2ページをお開きいただければと思います。

第2章、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等について、意見2-1からです。テレコムサービス協会MVNO委員会さんからいただいた意見でございます。

本答申案に賛同ということでございます。今後の制度整備においては、MVNOが実質的

に参入できないこととならないよう、MVNOの意見に反映することを希望する。また、MNOとの協議が円滑に進むよう総務省において注視するとともに必要な規律の検討を希望するといった御意見でございます。

この御意見に対する考え方としまして、賛同の御意見として承ります。なお、MVNO等が実質的に参入できないこととならないよう、総務省において事業者間協議の状況を注視するとともに規律の検討を行っていくことが適当と考えますと整理しております。

続きまして、その下、意見2-2、日本通信さんからです。

本答申案に賛同。MNOとMVNOの音声伝送役務に関する相互接続の動きを起動させ、IMS基盤を活用した多様な開発サービスの具現化等につながることから、業界発展及び利用者の利益に資するといった御意見でございます。賛同の御意見として承りますと整理しております。

4ページに飛びますけれども、4ページをお開きいただければと思います。

意見2-3、個人の方からです。

MVNOの利点が見えない。費用負担も多くなり利用料も上がって誰も使わないサービスにならないか懸念されるという御意見でございます。

御指摘のような懸念も踏まえまして、MVNO等に過度な負担とならないよう緊急通報の確保の在り方等について検討が行われてきたと考えます。今後、総務省において、番号の指定を希望するMVNO等が円滑にサービスの提供を行うことができるよう、環境を整備していくことが適当と整理しております。

その下、意見2-4と意見2-5でございますけれども、番号指定の可否、あるいはその番号指定の適用の方向性について賛同の御意見をいただいております。日本CATV連盟さん、楽天モバイルさん、個人の方から賛同の御意見をいただいているところでございます。

5ページをお開きいただければと思います。

意見2-6、日本CATV連盟さんからの御意見です。ケーブルテレビ業界の地域BWAシステムで電気通信番号の指定が受けられるよう、そのシステム構成も踏まえた制度整備を要望するといった御意見でございます。

意見の○の1つ目、2つ目をちょっと御覧いただければと思いますが、地域BWAの音声サービスの提供につきましては、代表する企業が提供する共同利用型の「業界統一コア」を用いた地域BWAシステムを拡張することを想定し、必要な設備構築、あるいはMNPの運用を行うことを予定しているということでございます。

考え方としまして、BWA事業者が自網を利用して音声伝送役務を提供する場合の番号の指定の条件につきましては、BWA事業者の御意見も伺いつつ、今後のBWAに係る規律の検討も踏まえて適切に定めることが適当と考えます。

なお、御意見を踏まえまして、第2章に次を追加しております。一部の地域BWA事業者においては、コア設備を自ら設置せず、他者からコア機能の提供を受けることによって地域BWAサービスを実現することから、このようなシステム構成の場合については、コア機能の提供事業者が音声伝送携帯電話番号の指定を受けることも可能であるということを明記・追記しているものでございます。

続きまして、意見の2-7、個人の方からの御意見でございます。

地域BWAを念頭に置いた御意見かと思えますけれども、条件ハの他事業者との連携に関しまして、在圏可能な事業者、ローミング可能事業者での発着信が可能となるように事業者と連携を行うことが望ましいといった御意見でございます。

6ページをお開きいただきければと思います。

御意見につきましては、参考として承ります。なお、地域BWA事業は、地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイドの解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的としていることから、ローミングを含めて、その事業者間連携につきましては、一律に求めるのではなく、地域ごとの事情を踏まえて個別に判断されるべきと考えられ、地域BWA事業者にも必ずしも携帯電話のMVNOとなることを求めるものではありませんということをご付記したいと思っております。

次、意見の2-8、日本CATV連盟さんからの御意見でございます。

緊急通報の確保に関する条件につきましては、提供エリアの全部または一部のエリアにおいて、ホストMNO等とのネットワークを介した緊急通報の実現も認めることとしていることに賛同するという事で、賛同の御意見として承りますとしております。

その下、楽天モバイルさんからも、緊急通報の卸提供について、MVNO等から具体的な要望があれば事業者間で協議するといったような御意見をいただいております。

7ページをお開きいただければと思います。

1番上、個人の方からも、緊急通報の卸については賛同するといった御意見をいただいております。

その下、意見の2-9と2-10でございますけれども、緊急通報の確保に関する事業者間協議、あるいは協力の関係です。まず、意見の2-9、日本CATV連盟さんからの御意

見でございます。

既に接続している電気通信事業者がMVNO等に対して協力的に対応することとすることに賛同する。緊急通報の確保に関する協議が円滑かつ確実に行われるよう、総務省が可能な範囲で協議状況の把握や必要な支援などを行うことを要望するといった御意見でございます。

考え方としましては、賛同の御意見として承ります。

なお、今後総務省において、電気通信事業者間の協議を注視し、必要に応じて緊急通報の確保に向けて関係者への働きかけを行うことが適当と考えます。

御意見を踏まえまして、第4章の(1)終わりにでございますけれども、次を追記しております。要約して申しますと、総務省におきましては、緊急通報の確保に関し、電気通信事業者間の協議の状況を注視し、必要に応じて電気通信事業者その他の関係者に対し適切に働きかけていくことが求められる、こういった点を追記しております。

続きまして、意見の2-10、日本通信さんからの御意見です。

緊急通報機能を利用者へ提供しているMNOによる協力次第で実現スピードは大きく異なるため、MNOの協力的な取組を希求。また、緊急通報のさらなる高度化を目指すことで、より安全な社会生活の実現につながる、こういった御意見でございます。

考え方として、本答申案において、緊急通報受理機関に既に接続している電気通信事業者は、新たに接続しようとするMVNO等に対して協力的に対応することが適当としており、8ページにまいりますけれども、MNOはこれを踏まえて対応することが求められると考えます。

なお、緊急通報の高度化の御意見につきましては、参考として承ります。

次、意見2-11、番号の指定の単位の関係です。楽天さんからいただいております。

MVNO等に対しては1万番号単位とし、MNOに対しては引き続き10万番号単位とすることに賛同するといった御意見でございます。賛同の御意見として承ります。

続いて、意見2-12、KDDIさんからです。

MVNOに対して細分化することに賛同する。ただし、番号指定単位の細分化の考え方は、0AB～J番号の逼迫エリアへの適用ができるのではないかとといったことで、検討を要望するというような御意見でございます。

これに対する考え方としましては、賛同の御意見として承ります。

なお、0AB～J番号の指定の細分化につきましては、逼迫エリアにおける状況やニーズ

等を踏まえて、今後その必要性等を含めて検討していくことが適当と考えます。御意見を踏まえまして、この御意見だけということではございませんけれども、第4章、終わりにに次を追記しております。

今後の公衆交換電話網のIP網への移行を念頭に置いた電気通信番号制度の在り方についても、適時適切に検討していくことが適当と考え、整理・追記をしております。

9ページに移っておりますけれども、意見2-13です。

個人の方からの、番号指定に関する御提案ということで、10万番号単位ごとに代表者を定めて、代表者以外に指定した番号についてはポートアウトとしたものとして扱うこととしてはどうかといった御意見でございます。番号の効率的な使用の観点からの御意見と申しますけれども、参考として承りたいと思っております。

続きまして、意見の2-14、060番号の開放の関係です。

060番号の音声伝送携帯電話番号の開放について、適時適切な対応が必要ということでございます。

個人の方から、空きが少なくなってから検討することのないよう、また、楽天モバイルさんからも、急激な需要拡大が発生する可能性があることから、こういったことも踏まえて検討してほしいといったような要望がございます。

考え方としましては、最後の欄の下の3行を御覧いただければと思っておりますけれども、総務省において、今後も需要動向を注視しつつ、適時適切に060番号を開放することが適当と考えますという形で整理をしております。

おめくりいただきまして、10ページでございます。

こちらから、第3章の電話転送役務の在り方についての御意見、考え方でございます。

意見3-1、これは一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会JUSAさんからの御意見でございます。

本答申案に賛同するというところでございます。全体として、クラウドPBXなどのユニファイド通信サービスの今後の有益性、あるいは発展性を主張しつつ賛同するといったことでございます。賛同の御意見として承りたいと思っております。

11ページをお開きいただければと思っております。

意見3-2、個人の方からの御意見です。

OAB～J番号の地理的識別性が、特殊詐欺に悪用されている。電話転送はOAB～J番号ではなく、地理的識別性のない050番号等で実現すべきではないかといった御意見で

ございます。

考え方としましては、本審議会においては、働き方改革や社会全体のデジタル化の一層の推進が課題となる中、多様なサービスの創出の芽を摘むことなく、また、利用者利便を阻害しないよう両者のバランスを考慮しながら検討を進めてきました。

12ページになります。

御指摘のとおり、0AB～J番号を使用した電話転送役務が特殊詐欺や悪質商法等のツールになっている実態がありますことから、今後総務省において、不適正利用の防止に資する取組を具体化し、それを着実に実行することが適当と考えます。

また、050番号の適正利用を拡大したことの有益性等についても検討していくことが適当と考えますと整理をしております。

次、意見3-3、JCOMさんからの御意見でございます。

電話転送役務における電気通信番号の使用に関する条件について、本人確認及び拠点確認を継続することに賛同。今後、利用者利便と不適正利用防止のバランスを保ちつつ、柔軟な制度設計が行われることを希望するといった御意見でございます。これにつきましても、賛同の御意見として承りますとしつつ、本審議会におきましては、繰り返しになりますが、多様なサービスの創出、あるいは利用者利便を阻害しないよう両者のバランスを考慮しながら検討を進めてきました。今後、総務省において利用者利便の向上が図られるよう制度設計を行うことが適当と考えますという形で整理をしております。

その下、意見3-4、JUSAさんからです。

固定電話番号の社会的信頼性を維持していくことに賛同。クラウドPBXは災害に強く、顧客のニーズも高いことから、許容されるべき。いわゆるパターン4をイメージした御意見かと思えますけれども、賛同の御意見として承りますという形で整理をしております。

13ページをお開きいただければと思います。

意見3-5、個人の方からの御意見です。

最終利用者の実際の住所が番号区画内に存在していれば問題なく、データセンター等も同一の番号区画内に存在していることを求めることは通信網の効率的な使用を阻害すると考えるといった御意見でございます。

これにつきましては、電話転送役務に使用される固定電話番号に、おめくりいただきまして14ページに移ります、によって識別される固定端末系伝送設備の一端が当該番号に係る番号区域外のデータセンター等に設置されることは、固定電話番号の地理的識別性を曖

味なものとする考えます。

なお、I P 網への移行に伴い、番号区画が有する機能にも一定の変化が生ずることになるため、本要件についても、今後必要に応じて検討することが適当と考えますという形で整理をしております。

次、意見 3-6、J U S A さんからです。発信転送による緊急通報について、現行の条件を維持することに賛同すると。ただし、ユニファイド通信が普及していく中で、電話転送サービスによって緊急通報を行いたいという場面も想定されるため、関係者と意見交換するなど、努力をしていきたいといったような御意見でございます。これも、賛同の御意見として承ります。

なお、転送電話サービスによる緊急通報については、緊急通報受理機関を含めた関係者間で慎重な議論を積み重ねる必要があると考えます。

次、意見の 3-7 です。個人の方からの御意見です。

地理的識別性のない電気通信番号から発呼し、発信転送を行う場合、当該番号を通知することで緊急通報を可能とすべきという御意見です。

緊急通報につきましては、発信者の位置情報を正しく緊急通報受理機関に伝えることが重要であり、例えば 0 5 0 などの地理的識別性のない電気通信番号の通知のみでは不十分であると考えます。

また、固定電話番号を使用した電話転送役務におきまして、発信転送を行う端末設備等に当該端末設備等を識別する固定電話番号以外の利用者識別番号を使用することは適当ではないと考えますと整理をしております。

その次、意見 3-8 でございます。J U S A さんからです。

品質確認の関係です。引き続き、0 5 0 I P 電話相当の品質が満たされていることを確認することを原則とすることに賛同ということでございます。ただし、電話転送事業者が行う品質測定については別途検討をお願いしたいといった御意見でございます。

この考え方につきましては、賛同の御意見として承ります。なお、品質測定については、サービスの利用実態を踏まえ、現実的な方法を検討することが適当であると考えます。御意見を踏まえまして、第 4 章、終わりにに次を追記しました。

番号非指定事業者でも実施可能な品質の確認方法を総務省と業界団体が連携して検討していくことが有益であると考えられるという一文を追記しております。

おめくりいただきまして、1 6 ページでございます。

意見3-9、個人の方々の御意見でございまして、通知音の挿入方法等について御提案はありつつも賛同するといった御意見でございます。

その下、意見3-10、個人の方からの御意見でございまして、固定電話番号を使用した電話転送役務が、犯罪に悪用されないようにしてほしいという御意見です。

考え方としましては、0AB～J番号を使用した電話転送役務が特殊詐欺や悪質商法等のツールになっている実態がありますことから、今後、総務省において、不適正利用の防止に資する取組を具体化し、それを着実に実行していくことが適当と考えますと整理しております。

その下、意見3-11、JUSAさんからの意見でございまして、不適正利用全般に関する、今後の取組について賛同といった御意見でございます。

大きく4点、この意見の中にあります。まず1点目が、法令を遵守しない電気通信事業者に対しては、総務省による指導等が必要だということ。2点目が、様々な諸課題について、行政、電気通信事業者等の関係者が意見交換することは有意義であること。3点目が、電気通信番号使用計画の認定状況が公表されることに賛同するということ。4点目が、経過措置について予定どおり終了することに賛同するという4つの御意見をいただいております。

まず、1点目の事業者に対する指導等に関する考え方でございますけれども、賛同の御意見として承ります。

17ページにまいりますけれども、総務省において固定電話番号を使用した電話転送役務に係る電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに、電気通信番号使用計画の認定を受けていない者に対する指導等を行っていくことが適当と整理をしております。

その下、意見交換の関係の考え方でございますけれども、賛同の御意見として承ります。関係者による連絡会のような組織を設置し、不適正利用防止の取組を連携して進めていくことが重要であると考えますと整理をしております。

3点目、認定状況の公表でございますけれども、これも賛同の御意見として承ります。

2パラ目になりますけど、また以下でございますが、利用者がより安心して電話転送役務を利用することができるようにするため、電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名等を公表することなどについて、総務省において検討することが適当と整理をしております。

18ページをお開きいただければと思います。

一番上、経過措置の関係です。考え方としまして、経過措置が終了することを踏まえ、総

務省において適切に対応していくことが適当と考えますと整理しております。

次、意見3-12、JUSAさんからの御意見でございます。

卸電気通信役務等の提供におけるルール化につきまして、電気通信番号の適正利用を推進し、不適正利用を防止する観点から必要であるといった御意見でございます。これにつきましても、賛同の御意見として承ります。

卸電気通信役務等の提供におけるルールの検討に当たりましては、利用者利便と不適正利用防止のバランスを保ちつつ、業界が健全に発展できるよう検討していくことが重要と考えますとしております。

その下、意見3-13、個人の方からの御意見です。

利用者約款により契約をし、自らの居所等に固定電話回線を引き込んでいる者が、当該回線設置事業者へ通知せず、当該居所等に転送装置を設置して自らの需要に応ずるために電話転送を行った場合に、どのような制度上の問題が生じるのか疑問であるといった御意見です。

まさに契約約款上の問題は生じるかと思えますけれども、制度上の観点からは、自らの需要に応ずる限りにおきましては、電気通信事業には該当しないという形で整理ができるだろうと考えます。

ただし、答申案に記載のとおり、不適正利用防止の観点から、大量に固定電話回線を契約する場合など、一定の場合は固定電話番号の使用における適正性を確保するため、回線設置事業者が利用目的を確認するなどの一定の仕組み、ルール化が必要であると考えますとしております。

その下、意見3-14、これはJUSAさんからの御意見でございますけれども、バーチャルオフィスの運営者による電話転送役務の提供に対しても、制度の厳格な運用を図ることについて賛同するという賛同の御意見をいただいております。

18ページ、そして19ページに、賛同の御意見として承りますという形で整理をさせていただきます。

最後、20ページをお開きいただければと思います。

その他ということで、個人の方から2件、御意見をいただいております。

1つが、060の表記の関係でございます。

もう1点が、対人向けのSMSの番号についても、020番号を使用できないかといった御意見でございますけれども、いずれも参考として承りますと整理しております。

なお、2点目のほう、SMSにつきましては、利用者が電気通信番号を認識することになるため、利用者に混乱を与えるおそれがないよう、音声電送携帯電話番号を使用することが適当ということで制度を運用しているところでございます。

一番下、注書きに、第1章（はじめに）に対する御意見はありませんでしたと追記をさせていただいております。

以上が資料32-1になります。

続けて、資料32-2を御説明申し上げたいと思います。

主立った改正箇所を御説明申し上げたいと思います。

資料の10ページをお開きいただければと思います。

先ほど、意見及びその考え方で御説明申し上げましたBWAのコア機能を提供する事業者に対する番号指定について、こちらに関連の記述をしておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、22ページをお開きいただければと思います。

こちらは、特殊詐欺の関係につきまして、各事業者ですとか自治体さんがいろいろ取り組んでいますよといった御説明をしている箇所でございますけれども、自治体さんの具体的な記述がなかったものですから、自治体さんにヒアリングをしながら3行追記しておりますけれども、特殊詐欺の被害防止のための地域住民に向けた周知・啓発活動、あるいは防犯機能付きの電話機の購入補助を行ったりしている例がございますので、この際、付記させていただきました。

併せて、資料32-3の参考資料のほうにも、神奈川県藤沢市さんの例になりますけれども、資料として追加しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

それと、資料32-2、全体として修正箇所がそれぞれございますけれども、そのほとんどが語句の整合性の観点からの修正でございますので、御確認いただければと思います。

それでは、終わりにということで34ページをお開きいただければと思います。

全体として、これまでの議論の振り返り、そして各委員の皆様の追加意見、そして今後の取組を全体としてまとめたものでございます。多少要約しながら読み上げていきたいと思っております。

第4章終わりに、（1）音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等でございます。

1パラ目、第2章のとおり、音声伝送携帯電話番号をMVNO等にも指定できるよう制度を見直すことが適当であると整理をいただきました。今後、モバイル音声サービスの分野に

において、MNO/MVNO等間の競争が一層進展することが期待されます。

2パラ目、音声伝送携帯電話番号の使用条件の検討においては、緊急通報の確保の在り方が主要な論点となりました。数行下がりますけれども、その保有設備や事業規模等がMNOと異なるMVNO等において、緊急通報の確保は困難性が伴うとも考えられるため、MNO及びMVNO等は、こうした点を十分に理解し、お互いに協力して取り組むことが適当である。

3パラ目、複数の委員から重ねて指摘がありましたとおり、緊急通報は、人命に関わる場面で利用されるものであり、その提供が電気通信事業者間の競争の手段となるべきではないことを各電気通信事業者が認識することが重要であり、緊急通報の利用に差が生じないよう事業者間で協調していくべきである。

4パラ目、総務省においては、緊急通報の確保に関し、MVNO等が自らこれを行うとする場合の対応や、MVNO等がMNOから卸電気通信役務の提供を受けることによりこれを実現しようとする場合の電気通信事業者間の協議の状況を注視し、必要に応じて電気通信事業者その他の関係者に対し適切に働きかけていくことが求められるとしております。

(2) 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方。

第3章のとおり、電気通信番号制度の運用状況についてフォローアップを実施し、不適正利用の防止に資する取組を整理いただきました。

2パラ目、今後、総務省において、こうした取組の具体化を図りながら、それを着実に実行していくことで、安心・安全な利用環境を整備していくことが求められる。

3パラ目、電気通信番号の使用の条件については、適用関係の明確化を図るとともに、現行の条件を基本的に維持していくこととしました。

4パラ目、検討の過程において、品質確認に係る条件の在り方が主要な論点の1つになりました。料金を負担した上で通話を行う以上、最低限の品質を満たしていることの確認を行うことが原則であると改めて整理をいただいております。

35ページ、これにより、品質を確認しないことを選択する場合は、引き続き通知音を挿入する等の対応が求められることとなるが、委員等からの指摘もありますとおり、今後通知音の挿入方法や、番号非指定事業者でも実施可能な品質確認方法を総務省と業界団体が連携して検討していくことが有益であると考えられる。

2パラ目、不適正利用については、特殊詐欺や悪質商法等による犯罪が後を絶たず、消費者の利益を損なう状況が続いております。その背景には、固定電話番号の特徴や利便性が今

なお利用者において広く認識されていることが挙げられます。

4パラ目、今般の検討において、委員からは、固定電話番号を使用した電気通信役務の多様な提供形態を許容していくことが不適正利用の増加につながるおそれがあるとの指摘があったほか、地理的識別性のない050番号の利用を拡大していくことが固定電話番号の不適正利用の防止につながるのではないかと指摘もございました。このため、今後は、技術の進歩や利用者のニーズを踏まえつつ、050番号の適正利用の拡大を図っていくことの有益性等について検討していくことが求められる。

5パラ目、なお、IP網への移行が予定されており、メタルIP電話は全国均一料金となる見込みでございます。これに伴い、番号区画が有する機能にも一定の変化が生ずることになるため、固定電話に対する利用者の意識の変化も把握しつつ、固定電話番号の在り方について検討を加えていくことも求められるというふうに整理しております。

最後、まとめてございます。

(3) 1パラ目、総務省においては、今後速やかに関連する制度の整備を図るほか、電話の不適正利用の防止に資する取組を実践することが適当である。また、電気通信事業者間の公正な競争が確保され、利用者利益の向上を図れるよう本答申の趣旨を踏まえてそれらを適切に運用していくことが適当である。

2パラ目、本審議会としては、今回見直すことになる音声伝送携帯電話番号の指定に関する制度や、固定電話番号を使用した電話転送役務に関する制度の運用状況等についてフォローアップを実施するとともに、今後の公衆交換電話網のIP網への移行を念頭に置いた電気通信番号制度の在り方についても、適時適切に検討していくことが適当と考えるという形で終わりにをまとめさせていただきました。

説明としては、以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、御質問、御意見等ございましたら、チャット欄に記入いただければこちらから指名させていただきますし、それが難しいようでしたら直接マイクをオンにして発言いただいても結構でございます。

それでは、まず、一井先生、お願いいたします。

【一井主査代理】 今回、パブコメの結果を拝見しまして、おおむね賛同の意見が多かったという印象を持っております。

いろいろな立場の方々の意見を集約できて、よい形でまとめられたのかなということで、

よかったなと思っております。これによって、いろいろなMVNOであるとか伝送役務であるとか、そういったものが今後さらに健全に発展するというところに非常に期待しております。

3点、ちょっと、申し上げたいことがあります。

まず1つ目としましては、総務省の関与というものが何か所かで求められていると思います。例えば緊急通報の扱いの話合いをしっかりと見ていただきたいとか、あるいは、転送役務のほうでは、事業者に対する指導であるとか不適正利用の防止であるとかというところだったと思うんですけれども、これは両方どちらのことについてもかなり重要な役割を果たす部分なんですけれども、一方で民間の活動に介入するという要素があるわけですので、公平性であるとか透明性であるとかというものをしっかりと担保しつつ、強力に必要なことはしていただきたいということを非常に期待しております。

それからもう一つ、特に終わりの最後のところで、1点、書いていただいたと思いますけれども、0AB～J番号、あるいは050もそうですけれども、番号の持つ意義といいますか、国民の持っている意識というものが、これから急速に変わっていくということも考えられますので、やはりこれはこの委員会、あるいは他の場もあるかもしれませんが、しっかりと議論していく必要があるなということを改めて思っております。

最後もう一つなんですけれども、今回パブコメで個人の方の御意見、幾つかありまして、かなり突っ込んだ御意見もあったかと思えます。ここの議論とはちょっとずれた、違う方向性の議論もあったと思えます。私はいつも思うんですけれども、個人の方のパブコメの意見に対する取扱いというのは非常に丁寧にすべきだと思っております、今回そういう意味ではかなりしっかりと丁寧に回答していただけたかなと思えますので、今後もそのような形でぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

では、続きまして、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 説明どうもありがとうございました。

まず、総務省の方にコメントなんですけど、意見の整理とかそれに伴う修正、とても大変だったと思えます。どうもありがとうございました。

僕は、修正に関しては賛同してしまして、細かい意見に対する確認が1点と、あとはコメントになります。

まず、資料3 2-1の4ページ目、個人3の方からのコメント、これは単なる確認なんです、個人3の方は、MVNO全ての業者が、今回番号指定を受けなければならないとちょっと勘違いしたのかなというふうに思っていて、要するに、今までどおり番号指定を受けなければ、特に料金の値上げとかにはつながらないよと。当然指定を受ける場合には上がる可能性はあるとは思いますが、まずそこです。現状やっている事業者が特に指定を望まなければ、そのまま活動ができるということの確認がまず1点です。

僕も一井先生と同じで、個人の方に特に注目していたんですが、7ページ目の個人4の方、緊急通報の在り方です。やっぱり委員の先生と同じ意見で、緊急通報に関してはちゃんと公平にしたほうが良いという意見が個人の方から出ていたということは重要なと思いました。

8ページ目の意見2-12です。これはちょっと興味深かったなという、単なるコメントなんです、MNO側は番号を細かく切るということは嫌がるのかなと思っていたんですが、意外にKDDIから、もっと細かく1000番号単位で細分化してもいいんじゃないかというコメントが出たのは、非常に個人的にはすごく興味深かったので、総務省の方が書いてあるとおり、IP網に移行したときにその辺のことも考える必要があるのかもしれないなと思いました。

あとは、11ページ目の個人3の方です。050番号等を使えばいいというのが個人の方からも出てくるということは、やっぱり地理的識別性を使わないサービスは積極的に050へ移行することが望ましいんだろうというようなことを思ったという感じです。

すいません、ちょっと長くなってしまっているんですが、あと2点かな。

15ページ目の意見3-8、これは本当にコメントになってしまうんですが、日本ユニファイド通信事業者協会、ちょっと意見が正確ではないかなというのが、1行目です。賛同しますということなんです、050IP電話相当の品質を満たすことが不可能と書いてあるんですが、不可能なのは、品質を満たすことが不可能なのではなくて、計測することが困難であるぐらいな感じですよ。ちょっと不可能というのは強過ぎるかなということも思いました。

あとは最後、意見3-9で、通知音、ベストな回答ではないなと思っていたんですが、個人の方からも、やっぱり通知音を入れたほうが良いという意見もあるので、日本ユニファイド通信事業者協会は通知音を入れることに対する不平がお客さんから聞こえてきたという話が結構述べられていたんですが、個人の方から、やっぱり通知音を入れたりしたほうが良い

いよねという意見もあるということは重要な意見かなと思いました。

以上になります。どうもありがとうございました。

【相田主査】 ありがとうございます。

ごめんなさい、私から確認ですけど、不可能という言葉はどこに出ているんですってわけ。

【猿渡専門委員】 不可能は、コメントの事業者からの意見のほうで、意見3-8の、「本答申案に賛同します」の次の行で、ページ数でいうと15ページ目のところ。「電話番号管理事業者以外の電話転送業者が規定する」。

【相田主査】 事業者さんの御意見のほう。

【猿渡専門委員】 意見のほうです。

【相田主査】 分かりました。

【猿渡専門委員】 ここが強すぎるかなと思ったということです。

【相田主査】 これは、向こうが書いてきている文章そのものなので。

【猿渡専門委員】 修正のしようがないんですけど、コメントはしておいたほうがいいのかと思ったという感じです。

【相田主査】 分かりました。

【猿渡専門委員】 ありがとうございます。

【相田主査】 それでは、続きまして、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。

35ページ目の9行目ですか、「こうした不適正利用が行われる背景には、固定電話番号の特徴や利便性が、今なお、利用者において広く認識されていることが挙げられる」、さつと読むと別にどうということないんですが、ちょっと確認させてください。1つ前に不適正利用は固定電話番号が地理的識別性や社会的信頼性を有することを逆手に取ったと書いてあるんですが、この「背景には」というところの、利用者というのは、最終消費者ではなくてサービス利用者ですよということ。「固定電話番号の利便性が広く認識されている」ということの真意といいますか、「利用者」が固定電話番号の利便性を認識しているというのはどういうことなのかなと思います。まずはそこを質問させてください。

【相田主査】 ありがとうございます。

以上で、チャット欄に記入いただいた方は指名させていただいたかと思いますが、私の見落とし等はございませんでしょうか。

では、ただいまいただきました中で、特に猿渡先生及び河村委員のほうから質問等あったかと思しますので、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】 まず、猿渡先生から質問いただきました、全てのMVNOが番号指定を受ける必要があるのかという御趣旨と思えますけれども、番号指定を受けるかどうかにつきましては、各事業者で判断いただくこととなります。

また、番号指定を受けるに当たって必要となる設備に係る技術基準はこれから検討することになるかと思えますけれども、MVNO同士で連携するといったことも含めて、各社で経営上の判断をした上で対応いただくということになります。

それから、意見3-8のJUSAさんからの品質測定のところでは不可能という御意見がありましたけれども、事務局で確認しております、意見提出に当たっての考え方としては、転送電話サービスの提供者が回線を設置している者と同じように品質を測定するのは不可能だといったような御趣旨です。そういった意味で、考え方のほうには現実的なやり方と書いておりますけれども、回線設置事業者とは別のやり方で品質測定をやっていくということで意見提出者側には御理解いただいております。総務省としても、それを後押ししていきたいと考えております。

【鈴木番号企画室長】 番号企画室、鈴木でございます。河村会長の御意見でございますけれども、答えになっているかどうかはあるんですが、まず、固定番号の特徴や利便性、またはその地理的識別性であったり社会的信頼性がまだあるといったような特徴がありますし、それらを含めた全体的な利便性があることによって、最終利用者にそれが認識されている。まさにそういう背景があることから、特殊詐欺ですとか悪質商法等によって、悪いことする人たちがそういったところを逆手に取っているといったようなことを記述したつもりではあるんですが、いかがでしょうか。

【河村専門委員】 河村ですけど、よろしいですか。

【相田主査】 はい、お願いします。

【河村専門委員】 私、この文章、利用者というのは、サービスの利用者として使われている言葉だと思ったので。

【鈴木番号企画室長】 そうです。

【河村専門委員】 それでまず混乱しています。今の御説明だと、地理的識別性、社会的信用性をその特徴として持つ固定電話番号が、最終消費者に広く認識されているということを表わされている。

【鈴木番号企画室長】 そうですね。それは電話の利用者、まさに最終利用者において広く認識されているということが実態としてあろうかと思っていますので、そういう趣旨を。

【河村専門委員】 そうだとするなら、もしかしたら利用者のところを消費者と書いたほうがいいのかもしいと思います。そうじゃないと思ったので、ちょっと分からなくなりました。

【鈴木番号企画室長】 はい。サービス利用者といいますか、消費者といいますか。

【河村専門委員】 転送電話機能を使う利用者のことではなくて。

【鈴木番号企画室長】 そうですね。そういった意味では、どちらかという電話の受け手側、特殊詐欺との関係では、電話の受け手側の方といいますか、それを踏まえた全体的な最終ユーザーといったようなところをイメージして書いているんですけども。

【河村専門委員】 そうしたら、消費者にさせていただければと思います。お願いします。

【鈴木番号企画室長】 分かりました。

【相田主査】 今回の件で言いますと、両者、国民全体にやはりまだそういう認識がされていることから、それを特殊詐欺の人たち等がそれを悪用しているということなんだと思うんですけども、いずれにしても、この文書については、少しワーディングを修正させていただいて、後ほどまたお示しさせていただければというふうに思います。

【鈴木番号企画室長】 続けて鈴木でございます。一井先生から御意見をいただきました、まさに総務省の関与、これはしっかりやっていきたいと思っておりますし、確かに民間の方への介入との見方もあるかと思っておりますので、公明性といいますか、その辺りをしっかり認識してやっていきたいと思っております。

それと、O A B～J番号に関して、今後のI T網移行に向けた検討につきまして、我々としても国民の意識の調査なども実施しておりますので、その辺りも踏まえてまたしっかり議論していきたいと思っております。

この点だけ、少しすいません、答えさせていただきました。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの総務省さんからの答えも踏まえまして、さらに追加で御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

【河村専門委員】 単なるコメントなんですけど、よろしいでしょうか。

【相田主査】 はい、お願いいたします。

【河村専門委員】 前回の取りまとめ時、転送電話の扱いなど、それまでの方針が厳しめに変えられたときに、とても総務省さん、積極的に消費者を守るほうに動いたなと思って、とても評価していました。今回は、私が、前回、進んだなと思ったところについて、事業者さんたちの自由な競争という言葉の下で、割と抜け穴のようなものがつくられていくんだなというのが私の印象です。最後に、今になってなんですけれども、思いましたのは、特殊詐欺や悪質商法が悪いのは言うまでもないことなので、もちろんそこにつながってはいけないというのはもちろんなんです、それは電話番号の話以前の問題です。総務省や番号政策の中で押さえるべきは詐欺や悪質商法かどうかではなく、固定電話番号の信頼性を装う目的があれば悪質商法じゃなくても駄目だというふうなルールの本質というか哲学を持っていけば、すごくシンプルになると思います。より自由に使っていくなら050を拡大していきましょうということになるので、悪質商法を抑えるというのはもちろんのことなんです、悪質商法じゃなくても装う目的に使われそうなサービスについてはできないような方向に持っていくというのが一番シンプルな考え方で、多分それを、「いや、装わせてくれ」というのに応える必要はないと思います。そのことを、今後の細かいルール設定の中でもぜひ念頭に置いていただければと思います。

以上です。

【相田主査】 ほかにございますでしょうか。

ちょっと私から、先ほどの意見3-8関係のことなんですけれども、これはやはりこのまま公表される内容になりますので、一番最初の050IP相当の品質を満たすことは不可能ですという文言がこのまま出るのはちょっと問題かなというようなことがありますので、現状で、もちろんいただいた御意見の文書がそのまま上がっているということだと思えますけれども、注を付けるとか、その後JUSAさんとやり取りされていたんだしたら、この内容がこの意見と考え方を御覧いただく方にも誤りなく解釈されるような形でもって、極端な話、文章を修正する、あるいはこういう意味ですというような注を付けたほうがいいかなというような気がちょっといたしましたけれども、その点につきまして、事務局のほうはいかがでございましょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局の藤原ですけれども、日本ユニファイド通信事業者協会さんとはまたお話をし、ここの取扱いについて、また相田先生に御報告させていただきたいと思います。

【相田主査】 JUSAさんの意図としては、今決まっている品質測定方法では、電話番

号管理者以外がその方法に従ってやることはできないという意図だということによろしいわけですね。

【藤原番号企画室課長補佐】　そうですね。意見提出の考えとしては、そういうことでございます。

【相田主査】　それから、河村委員のことについて、ちょっと私からもコメントさせていただきますと、お気持ちはよく分かる一方でもって、考え方の中にもありましたけれども、利用者設備として電話転送装置を設置して飛ばすということだとすると、現状の制度では何でもできてしまうという実態が一方であるわけでもって、そことのバランスというんでしょうか、それもやっぱり考えざるを得ないのかなというのがちょっと私からのコメントでございます。

ほかにいかがでございましょうか。

【河村専門委員】　河村でございます。それに関して質問をしてもよろしいでしょうか。

【相田主査】　はい。

【河村専門委員】　今主査おっしゃったことに関連し、説明のときにもちょっとお伺いしたかったんですが、分かる範囲で教えてください。利用者が家に転送装置を付ける転送は昔からあったと思いますし、今もあると思うんですが、私の消費者側というか、かける側とか、私は利用しませんけれども、利用している人に対してかけたときのイメージなんです、転送しているということが良く分かるというイメージがあるんです、そういう装置の転送は。ああ、転送しているなとわかるものだと。今は違うんでしょうか。全くスムーズに転送されてしまうようなものが、家に自由につけられるという形なのでしょうかという質問です。知っておきたいなと思って、もしお分かりになれば、事務局の方教えてください。

【相田主査】　事務局のほうから何かお答え……。

【河村専門委員】　主査でも。

【相田主査】　じゃ、私のほうから先にお答えさせていただきますと、着信転送のほうはそういうことで、一旦呼び出してそこから転送されるというので、多分、分かる可能性は高いかなと思う一方で、ここでも出てきているような特殊詐欺とかいうのは、普通発信側なんです、発信側については、転送先からかかってきたかどうかというのは、ちょっと多分、ほとんど差はないんじゃないかなという印象を私は持っていますけれども、もし事務局のほうで、そこら辺御存じでしたら補足いただけますでしょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】　事務局の藤原です。相田先生が今おっしゃっていただいた

ところかなと思いますけれども、自宅に転送装置があるといいますか、電話に転送機能が付いていて、着信転送が行われる場合、転送先での呼出しの時間が更にかかったり、場合によっては「転送しています」というようなガイダンスが流れたりして、河村委員がおっしゃったとおり、転送していることが分かることもあると思います。

発信転送のほうは、まさに相田先生のおっしゃったとおり、それを受ける側からすれば、着信して呼び出されるということだけでは、それが転送されてきたものかどうか恐らく分からないのではないかなと思います。

【河村専門委員】　ごめんなさい、いい機会だから、続けて質問してもよろしいですか。

その場合、特殊詐欺はもちろん犯罪ですから言語道断なのですが、今おっしゃったような発信転送で使う場合というのは、その固定電話番号の局番のところに拠点があって固定電話が実際に引かれているという前提で、転送装置が使われているという理解でよろしいでしょうか。

【相田主査】　これは実際の例がどういうのがあるのかということは私も把握できていませんけれども、拠点というのは、結局はやはりバーチャルオフィスのようなものでもって、バーチャルオフィス運営事業者のようなものが設置してというようなことだと、現状で、もしかすると、本来その手の人たちはやはり電気通信事業者であるべきであって、正しく登録しているべきではあるわけですが、必ずしもそうでないケースとかいうのもあり得るのかなというような気はしなくもないところかと思えます。

【河村専門委員】　恐縮です。コメントだけ言わせてください。

詐欺かどうかは置いておいてと先ほどから申し上げているのですが、固定電話番号が振られるときに、それがどういう場所なのか、バーチャルオフィスなのか、個人の家なのかなどはいろいろあると思うんですけれども、そこがきちんと把握できれば、最後真っ黒な特殊詐欺だった場合や悪質商法だった場合でも、情報が全く分からないということがないようにしていくということが出来ますし、それが大事かなと思います。転送装置が技術上簡単につけられることをもって、固定電話を使った転送がより実体のないものに近づいてもいいということにはならないというのが私の意見で、これで終えさせていただきます。

【相田主査】　それでは、三友委員、お願いいたします。

【三友専門委員】　三友です。途中の議論に参加しないで最後だけけちをつけるようになってしまうといけないので、あくまでもコメントということでお聞きいただければと思います。7ページに、意見2-9という項目がございまして、これは緊急通報に関して、MN

OがMVNOに対して協力的に対応すること、なおかつ、総務省に対して、可能な範囲で協議状況の把握、あるいは必要なシェアなどを行うことを要望することという内容でございます。それに対応して、報告書の第4章の終わり、34ページの(1)において、その旨記載がございます。先ほど総務省の関与の度合いに関する御質問もございました。この部分の追記が、適切に働きかけていくことが求められるという表現なのですが、この程度の表現しか書き得ないものなのか。もう少し言葉を変えると、もうちょっと断定的というか強い意思がここにあってもいいんじゃないかなと感じます。その点についてもし事務局のほうでお考えがあれば教えていただきたいのですが。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、事務局、お願いできますでしょうか。

【鈴木番号企画室長】 鈴木でございます。ありがとうございます。まさに、いわゆる緊急通報の確保に関してはかなり主要な論点になりましたし、これはしっかりやっていないといけないという思いがございます。まさに担保的な手段があって、もう少しきつく書ければいいかなという思いはありつつも、ただ、いずれにしても、まさに困っている状況があれば、総務省が積極的に、まさに公明正大という点はしっかり認識した上で中に入り、答申の趣旨をしっかり踏まえて対応いただくよう促していきたいと思っております。

また、卸役務の協議につきましては、事業法上の仲裁スキームみたいなものがありますので、そうした活用も念頭に置きながら対応していくことかなと思っております。その実効性の担保の観点からの懸念もよく理解できますので、引き続き、どのような対応が取り得るのかにつきましては、検討はしていきたいと思っております。

以上です。

【三友専門委員】 ありがとうございます。「求められる」という非常に日本的な表現なので、誰が求めているんだというの也有ります。ほかにも「求められる」という表現があちこちに出てくるんですけども、この部分だけはもう少し意思が表れてもいいのかなと感じました。

私からのコメントは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。今のことについて、ちょっと私から言わせていただきますと、この文章の主語は、最終的にはどうやら審議会だということになっているようでございます。ということだけちょっと補足させていただきます。

鈴木さんのほう、さらに補足を……。

【鈴木番号企画室長】 そういった意味では、「求められる」という少しふわっとした表現になっているので、適切に働きかけていくことが適当であるというような言い方のほうが、少し前向き感といたしますか、総務省がしっかりやれというような感じもしますので、ここは少しそういった意味では「適当である」といった表現ぶりもあるかなというふうに思いました。

【三友専門委員】 ぜひ御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

【相田主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

それでは、いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。

報告書及び報告書の案……。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局の藤原ですけれども、相田先生のネットワークの調子が悪いようですので、しばらくお待ちください。

【相田主査】 ちょっと余談をしてしまいますと、このスカイプフォービジネスは突然ふつと切れるようなんですけれども、ほかの会議ツールですと大体ネットワークが不安定です、接続が不安定ですとかというようなメッセージがしばらく出たから切れるとかいうパターンが多くて、あの手のものであれば、通信中にその品質を何らかの形で確認しているということですので、先ほどから出ている050電話相当の品質と……。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局の藤原です。相田先生のネットワークの調子が悪いようですので、またしばらくお待ちください。

【相田主査】 ということで、多くの会議ツールではもうちょっとちゃんと通話中に品質モニターをしているということで、通話中にちゃんと品質を確認することはそんなに難しくはないはずだと思っております。

ということで、何か所か御指摘いただきました。1つは、今最後に三友先生からいただきました、終わりにのところの文章、それから、これも終わりにの文章ということになりますね。河村委員からいただきました固定電話の転送役務に関する部分、それから意見3-8のところでの、これはJUSAさんからの提出された意見そのままですけれども、誤解を招く可能性があるということで、そこの扱いというようなことについて修正させていただきたいと思っておりますので、事務局と私のほうでもって修正案を作りまして、皆様に御確認させていただきたいと思っております。

ただ、手続上、そのような留保をもって本日時点で修正、承認いただいたという扱いにさせていただきますと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

（「意義なし」の声あり）

【相田主査】 それでは、そのようなことで進めさせていただき、最終的に本委員会の検討結果といたしまして、12月に開催予定の電気通信事業政策部会に報告させていただければというふうに思います。

以上で、事務局で用意いただいた議題は済んだかと思えますけれども、議論を進めてまいりましたデジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方につきましては、一応これで本委員会での議論は本日が最後ということになりますので、総務省さん側から御挨拶いただければと思います。

【北村電気通信事業部長】 電気通信事業部長の北林でございます。

委員の皆様におかれましては、本年5月の情報通信審議会への諮問以降、御多忙にもかかわらず、約半年の間に7回にわたって専門的な御知見に基づく精力的な御議論、御審議いただき、本日、電気通信番号制度の在り方に関する答申案を取りまとめていただきましたことに御礼を申し上げます。ありがとうございます。

電気通信番号制度は、令和元年に新しい制度として運用を開始し、約2年半が経過したところですが、携帯電話の音声サービスにおける競争を一層促進することや、社会全体のデジタル化、働き方改革等を背景に電話転送サービスの重要性が増大する一方で、こうしたサービスをツールとした不適正な利用が後を絶たないということで、それへの対応が喫緊の課題となっております。今回の委員会での御議論を通じて一定の方向性をお示しいただきましたことに、重ねて御礼申し上げます。

今回取りまとめていただきました答申案につきましては、来月開催予定の電気通信事業政策部会での御審議をお待ちするところではありますが、答申をいただいた後は、総務省として必要な制度の整備を図るとともに、具体的な取組を実行していくことで、事業者間の一層の競争の促進、安心安全な利用環境の整備に努めてまいりたいと思います。

最後になりますが、改めて、委員の皆様方の本委員会での答申案取りまとめに御尽力いただきましたこと、感謝申し上げますとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たり、様々な面でのお力添えを賜りたくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

【相田主査】 どうもありがとうございました。

それでは、私からも一言申し上げさせていただければと思いますけれども、今回扱いました議題につきましては、いろいろ対立する御意見もある中、結果的には、先ほど一井先生からも御指摘ありましたとおり、意見募集したところで、おおむね……。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局の藤原でございます。また相田先生のネットワークの調子が悪いようですので、しばらくお待ちください。

【相田主査】 今日には急にネットワークの調子が悪いようですけれども、結果的に多くの方に賛同できるような形で報告書をまとめることができるようになったかなということで、安心している次第でございます。

その一方で、いわゆる固定電話のIP化ということによって料金の遠近格差がなくなる等、また、報告書の中でも御指摘ありましたけれども、電話番号の認識のされ方というもの、これからまた少しずつ変わっていくかなというところで、そういうものに注意しながら、また今後の方向性について皆様に御協力いただきまして考えていくことができればというふうに思っている次第でございます。

どうも長期間にわたりまして御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、全体を通じまして、何か追加で御発言、御希望される方はおいでになりますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、電気通信番号政策委員会の第32回会合を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。